

役場健康福祉課から 2つの給付金について お知らせします。

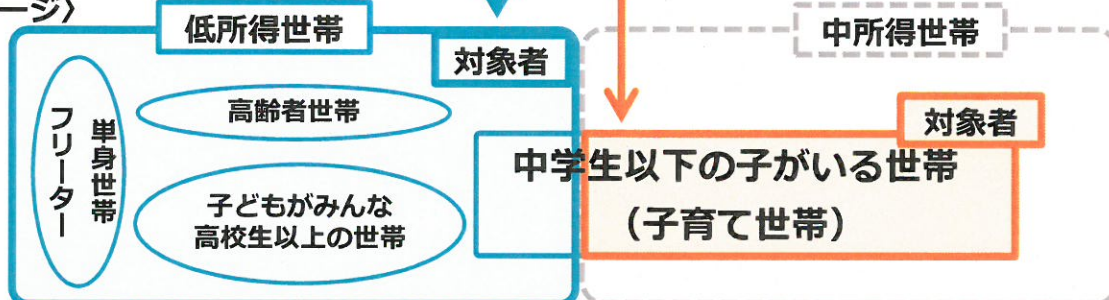


臨時福祉 給付金

所得の低い方の負担を緩和します。

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

〈イメージ〉



子育て世帯 臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えをはかる観点から、臨時的な給付措置として実施します。

注) 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

「臨時福祉給付金」申請期間

平成26年8月1日(金)～11月4日(火)

「子育て世帯給付金」申請期間

平成26年6月16日(月)～9月17日(水)

申請についてはP4をご覧ください

問い合わせ先

- 申請方法に関するお問い合わせ

宜野座村役場 健康福祉課

電話：098(968)3253

- 制度に関するお問い合わせ

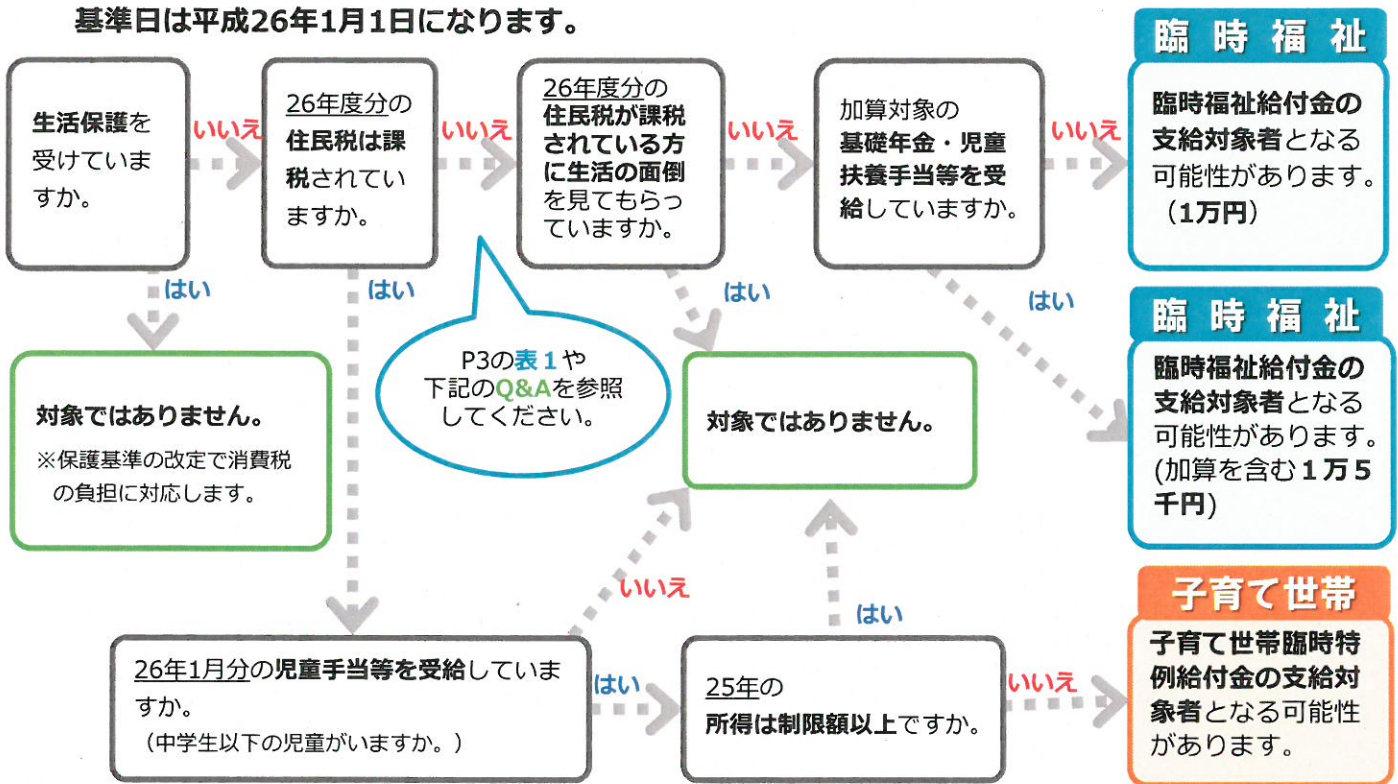
厚生労働省

2つの給付金に関する専用ダイヤル：0570(037)192

みな いいきゅうふ

対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。ご不明な点は宜野座村役場健康福祉課または厚生労働省までお問い合わせください。

Q

自分が住民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

例えば、

A

- ・ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合
 - ・介護保険料決定通知書に記載されている「保険料の段階」で4段階以上となっている場合
 - ・ご自身の給与や年金の収入が右ページの表1の非課税限度額以上の場合
- には、基本的に住民税が課税されています。 **平成26年度の申告が必須です。**

Q

基準日（平成26年1月1日）の翌日以降に引っ越した場合の給付金の受取はどうなりますか？

A

今回の2つの給付金は基準日（平成26年1月1日）時点で住民票のある市町村から給付金が支給されます。具体的な申請期間や手続については、基準日時点でお住まいの市町村にお問い合わせください。

Q

基準日（平成26年1月1日）以降に生まれた方や亡くなられた方は給付金の対象になりますか。

A

【臨時福祉給付金】

基準日（平成26年1月1日）に生まれた方は給付金の対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた方も、臨時福祉給付金の対象にはなりません。

【子育て世帯臨時特例給付金】

基準日に生まれた児童は対象児童となりますが、基準日の翌日以降に生まれた児童は対象児童となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた対象児童も子育て世帯臨時特例給付金の対象児童にはなりません。

臨時福祉給付金

支給要件

● 支給対象者

- ・平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。

ただし、〔・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
・生活保護の受給者である場合 など〕は除きます。

● 支給額

- ・1人につき **10,000円**
- ・下記の《加算対象者》は1人につき **5,000円** を加算

《加算対象者》

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者※1
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など※2

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

表1 【住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）】
（給与所得者） （公的年金等受給者）

区分	非課税限度額※ （給与収入ベース）	区分	非課税限度額※ （年金収入ベース）
単身	93.0万円	単身	65歳以上 148.0万円
夫婦	137.8万円		65歳未満 98.0万円
夫婦子1人	168.3万円	夫婦	65歳以上 192.8万円
夫婦子2人	209.9万円		65歳未満 147.0万円

※宜野座村における非課税限度額。

確認じゃ



子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

● 支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

※特例給付とは、所得が高額な方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

● 対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、〔・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
・生活保護の受給者となっている児童 など〕は除きます。

● 支給額

対象児童1人につき **10,000円**

確認じゃ



申請方法

- **申請先** : 宜野座村役場 健康福祉課
「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金」窓口
平成26年1月1日時点で住民票が宜野座村にある方が対象です。
※同意書の提出も必須です。未提出の方は、あわせてご提出下さい。

臨時福祉給付金

- * 申請期間：平成26年8月1日（金）
～11月4日（火）
- * 提出書類：申請書は対象者に対し
郵送します。

子育て世帯給付金

- * 申請期間：平成26年6月16日～9月17日（水）
- * 提出書類：申請書は役場でお渡しします。
 - ・一般の方は、児童手当現況届と併せて申請可。
 - ・公務員の方は、職場より受け取られた書類を
記入の上ご持参下さい。

本人確認書類

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、健康保険証、
年金手帳等の写し

指定した口座が確認できる書類

金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳や
キャッシュカードの写し

給付金の受取方法

- 申請書に記載した**指定口座**に入金されます。

ご注意

- 受け取ることができるのは**どちらか1つ**の給付金です。
- 原則として、**申請期間外の申請**や平成26年1月1日時点で宜野座村に**住民票がない方**
の**申請**は受け付けられませんのでご注意ください。
- 申請期間などは、**各市町村により異なります**。宜野座村以外が申請先となる方は、事
前にその市町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。



「臨時福祉給付金」（簡素な給付措置）や「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。